

令和4年9月22日

教員各位

理事（教学担当）中村 和彦

2022年度後期授業の実施方針について

2022年度後期授業の実施方針ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてきたことから、9月20日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「新型コロナウイルス感染防止のための行動指針」のレベルが1から0.5に引き下げられました。これを受けまして後期の授業から対面での通常授業を可能とし、各教室定員を通常定員に戻すこととします。

ただし、変異株の存在等、完全に新型コロナウイルス感染症が収束した状況ではないことから、本通知と同時に改訂した「2022年度後期における授業実施方針について」における【新しい生活様式の実践】等に沿って、対面授業等を実施してください。

授業の実施方法については、各教員から受講学生へCNS等で通知をお願いします。引き続き、感染防止に向けて一層のご配慮とご協力をお願い申し上げます。
なお、今後も学内及び学外での感染状況を踏まえた上で、授業の実施方針について変更する場合があります。その際は改めてお知らせいたします。

2022年度後期における授業実施方針について(教員用) (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生・教職員の健康・安全部を考慮し、2022年度後期における授業等は原則として以下のように実施します。

I.【新しい生活様式の実践】

1. 一人ひとりの基本的感染対策

- (1) 人との間隔は、できるだけ空ける。
- (2) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- (3) 外出時や屋内でも会話をするとき、マスクを着用。
- (4) 自宅に帰ったらまず手や顔を洗う。
- (5) 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- (6) 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。手指消毒薬の使用も可。
- (7) 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

2. 日常生活を営む上での基本的生活様式

- (1) まめに手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底。
- (2) こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）。
- (3) 身体的距離の確保。
- (4) 「3密」の回避（密集、密接、密閉）。
- (5) 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行。
- (6) 毎朝の体温測定(37.0度未満)、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。

3. 移動に関する感染対策

- (1) 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- (2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- (3) 地域の感染状況に注意する。

4. その他

- (1) 大学Webサイト・CNS・TV・新聞・SNS等を毎日複数回確認し、常に最新情報を得た上で、山梨大学生として適切に行動すること。フェイクニュースに十分注意すること。

II.【授業実施に係る基本方針】

1. 10月3日より後期授業開始とする

2. 後期授業については対面での通常授業を可能とする。またそれに伴い、各教室の定員を通常定員に戻すこととする。なお、対面授業とオンライン授業の併用等、各授業の実施方法については担当教員の裁量と責任により実施することとし、CNS等で受講学生への周知を図るものとする。

3. 専門科目等で、オンライン授業と対面での授業が前後に混在する場合は、当該教育プログラム（当該学科等）で状況を把握するとともに、学生の過度の負担とならないように配慮する。

4. 感染状況が悪化した場合、講義科目等はすべて原則「オンライン授業」とする。

III.【オンライン授業を用いる場合の授業実施方針】

1. 各教育プログラムは、オンライン授業の実施状況と履修学生の状況を把握し、必要に応じて全学で情報共有しつつ、個々の課題を解決すること。
2. オンライン授業においても、シラバスに記載した到達目標を達成できるように適切に授業設計を行うこと。
3. 達成度評価については、オンライン試験の実施や小レポートの活用により複数回にわたって授業の理解度の把握に努め、随時適切なフィードバックを行うことにより学習目標の達成をめざす「形成的な評価」を試みる等、到達目標に応じた適切な達成度評価手法を選択すること。
この際、学生間に不公平が生じないよう、十分に配慮すること。
4. オンライン授業においても、時間割に決められた曜日・時限・教室等は当該授業で利用してよい（但し、諸般の事情により、教室を移動してもらうこともあり得る）。
5. オンライン授業を自宅等で受講できない履修学生は、学内の Wi-Fi 環境を利用して受講するものとすること。
6. 著作権について十分に配慮すること。
学生にも著作権の順守を求め、講義動画の録画や学生間・インターネット上の共有を決して行わないように指導すること。
7. オンライン授業の実施については、大学教育センターで情報提供とサポートを実施する。

IV.【実験、実技、実習、演習等の実施に係る方針】

1. 学部・研究科等の各種教育プログラムの実情に応じて様々な工夫を凝らし、前述 I. 【新しい生活様式】が常に保たれた環境を厳密に確保した上で、細心の注意を払って実施すること。
2. 感染状況が悪化し、学生を一か所に集めて実施できなくなった場合の対策も各プログラムにおいて検討しておくこと。

V.【その他】

1. やむを得ない事情で授業（オンライン授業も含める）が実施できない場合、レポート・研究課題を課す、休日を利用して授業をおこなうなど、授業担当教員の裁量と責任により、授業と同等の教育を実施し、その質を保証すること。
2. 教育効果を確保し、各授業の到達目標を達成できるよう、事前・事後の学修課題を適切に課すこと努めること。
3. 本方針はあくまでも原則であり、授業内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず授業を実施することができる。その場合には、授業担当教員の責任において、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底的におこなうこと。
4. 新型コロナウイルス感染症の状況の変化に伴い、本方針を見直す場合があり得る。